



毎月5日発行

Monthly 情報掲示板

社会保険労務士法人MAC 税理士法人 望月会計

TEL: 0263-34-4488

FAX: 0263-34-0054

第 125 号

厚生労働省が過労死等防止対策 大綱の改定案を公表

◆平成 27 年に策定された現行版を改定
厚生労働省は 4 月 24 日、過労死等防止対策大綱の改定案を公表しました。大綱では、過労死や過労自殺を防ぐために国が取るべき対策がまとめられています。3 年ごとに見直すこの大綱を、政府は今夏にも閣議決定する方針です。今回の改定案では、将来的に過労死をゼロとすることを目指し、労働時間、年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度およびメンタルヘルス対策について、数値目標を設定することが盛り込まれました。

◆労働時間

平成 32 年までに週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5 % 以下ととしています。また、長時間労働の是正対策として、労働時間を IC カードなどの「客観的な記録」で会社側が確認することを原則とすることが新たに明記されています。

さらに、仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正し、働く人の健康を確保することによって、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていくため、原則として、月 45 時間かつ年 360 時間とする時間外労働の限度について周知・啓発を行う方針です。

◆年次有給休暇の取得

取得率は 5 割を切っています。これを平成 32 年までに 70 % 以上とし、特に、年次有給休暇の取得日数が 0 日の者の解消に向けた取組みを推進するとしています。

◆勤務間インターバル制度

欧州では 1 日 24 時間につき最低連続 11 時間の休息時間の確保を義務化していることを参考に、導入を促進しています。平成 29 年の調査では、制度の導入割合はわずか 1.4 % でした。制度を導入していない企業 (92.9 %) のうち制度を知らなかった企業が 40.2 % で、この周知が課題となります。今回、新たに数値目標を盛り込むこととしています (数値は未定)。

◆メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、長期的には増加しているものの、56.6 % と未だ 5 割台に留まっています。これを平成 34 年度までに 80 % 以上ととしています。また、労働者のメンタルヘルスの不調の原因にもなり得るパワーハラスメントへの対策については、その予防・解決のための周知・啓発を進めることが重要であるとして、平成 30 年 3 月の検討会での報告を踏まえ、必要な対応を検討していくとしています。

【厚生労働省～第 11 回過労死等防止対策推進協議会 配布資料】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204334.html>